

厚生労働科学研究費補助金

食品の安全確保推進研究事業

食品の安全確保推進研究事業の総合的推進のための研究

令和5年度 総括研究年度終了報告書

研究代表者 豊福 肇

畝山智香子

令和6（2024）年 4月

目 次

I. 総括・分担令和5年度終了報告

食品の安全確保推進研究事業の総合的推進のための研究に関する研究-----6

研究代表者 豊福 肇 山口大学共同獣医学部教授

研究分担者 畝山智香子 国立医薬品食品衛生研究所安全情報部長

研究分担者 松田りえ子 国立医薬品食品衛生研究所安全情報部客員研究員

研究分担者 小川久美子 国立医薬品食品衛生研究所安全性生物試験研究センター病理部長

研究分担者 齋藤京子 淑徳大学教育学部准教授

研究協力者 登田美桜 国立医薬品食品衛生研究所安全情報部第3室長

研究協力者 大城直雅 国立医薬品食品衛生研究所食品衛生管理部第2室長

研究協力者 岡田由美子 国立医薬品食品衛生研究所食品衛生管理部第3室長

研究協力者 工藤由紀子 国立医薬品食品衛生研究所衛生微生物部長

研究協力者 小島 肇 国立医薬品食品衛生研究所評価部

研究協力者 胡東良 北里大学獣医学部教授

研究協力者 堀内 基広 北海道大学獣医学部教授

II. 研究成果の刊行に関する一覧表 -----11

令和5年度厚生労働科学研究費補助金 食品の安全確保推進研究事業

食品の安全確保推進研究事業の総合的推進のための研究

総合報告書

研究代表者 豊福 肇 山口大学共同獣医学部教授

研究代表者/研究分担者 畝山智香子 国立医薬品食品衛生研究所安全情報部長

研究分担者 松田りえ子 国立医薬品食品衛生研究所安全情報部客員研究員

研究分担者 小川久美子 国立医薬品食品衛生研究所安全性生物試験研究センター病理部長

研究分担者 齋藤京子 淑徳大学教育学部准教授

研究要旨

食品の安全確保推進研究事業（厚労科研）の研究成果により得られた知見・提言を横断的且つ俯瞰的に評価・検討し、研究事業の中長期的な戦略策定を充実することで研究事業の総合的推進を図ることを目的とした。

令和4年及び5年に開始された厚生労働科学研究（以下「厚労科研」）の若手研究者枠について行政担当者、必要に応じ当該研究分野の第一人者の研究者とともに本研究班メンバーも同席して班会議に参加し、現時点で期待される成果を得るための指導助言を行った。特に令和5年開始の若手研究に関しては、初年度の研究計画が確定する交付申請書提出期限より前に第一回の班会議を開催するよう会議の議事次第例を提示して指導し、厚生労働省（以下「厚労省」）から厚労科研に期待されることの説明も加えて、研究計画のブラッシュアップを試みた。若手研究者枠の研究代表者に対し、若手の自由な発想で研究を進められるが、厚労省の行う食品安全行政に有益な成果が得られことが大前提であること、行政担当者が参加する班会議を開催し、研究目的、アプローチ、期待される成果等について研究スタート時に研究者と行政担当者が会議等を通じて共通認識を持つことの重要性を説いた。若手研究の中にはこの介入で軌道修正ができたものもあった。

評価委員会の委員との意見交換を行い、今後の厚労科研の公募や評価の際の改善点について、提言を取りまとめた。

薬学会、日本毒性病理学会において、食品安全分野における厚労科研を広く知らしめる活動を行い、厚労科研に応募する若手研究者のすそ野拡大を図った。

研究協力者 登田美桜 国立医薬品食品衛生研究所安全情報部第3室長

研究協力者 工藤由紀子 国立医薬品食品衛生研究所衛生微生物部長

研究協力者 大城直雅 国立医薬品食品衛生研究所食品安全管理部第2室長

研究協力者 岡田由美子 国立医薬品食品衛生研究所食品衛生管理部第3室長

研究協力者 小島 肇 国立医薬品食品衛生研究所評価部

研究協力者 胡東良 北里大学獣医学部教授

研究協力者 堀内 基広 北海道大学獣医学部教授

A. 研究目的

ゲノム編集動植物の流通開始、遺伝子組換え動物や培養細胞を使った食品の実用化など新たな食品開発技術の進展、SDGs や気候変動対策への関心の高まりによる食品廃棄削減やリサイクルの推進によるフードチェーンへのハザード導入チャンスの増加、植物由来肉代用品や昆虫食など市場動向の変化、平成 30 年に 15 年ぶりの大幅な改正がなされた食品衛生法の施行、令和元年に成立・施行された食品・農林水産物の輸出促進法など、食品安全の調査研究のテーマは多様化している。

一方、食品安全に関する調査研究は、平成 15 年に内閣府食品安全委員会（以下「食安委」という。）が設置され、平成 23 年に消費者庁が保健機能食品や食品表示を所管する等、調査研究の実施主体が分散するとともに、総合的な推進を図ることが困難となっている。また委託研究や競争的資金など異なる性質の研究費で行政上の課題に対応しているために、評価に一貫性が乏しく、どのような研究成果が求められているのか、研究者に理解されにくくなっていると考えられる。従って、食品安全に関する研究全体を俯瞰した横断的な評価と効率的な企画・立案が重要であり、細分化した食品研究を総合的に評価・推進する体制を構築する必要がある。

このため、食品の安全確保推進研究事業（厚労科研）の研究成果により得られた知見・提言を横断的且つ俯瞰的に評価・検討し、研究事業の中長期的な戦略策定を充実することで研究事業の総合的推進を図ることを目的とした。

B. 研究方法

令和 5 年度は、これまでの研究で喫緊に対応が必要であることが同定された若手研究課題への対応を主に行った。令和 4 年及び 5 年に開始された厚生労働科学研究（以下「厚労科研」）の若手研究者枠について行政担当者、必要に応じ当該研究分野の第一人者の研究者とともに本研究班メンバーも同席して班会議に参加し、現時点で期待される成果を得るための指導助言

を行った。特に令和 5 年開始の若手研究に関しては、初年度の研究計画が確定する交付申請書提出期限より前に第一回の班会議を開催するよう会議の議事次第例を提示して指導し、厚生労働省（以下「厚労省」）から厚労科研に期待されることの説明も加えて、研究計画のブラッシュアップを試みた。

薬学会、日本毒性病理学会において、食品安全分野における厚労科研を広く知らしめる活動を行い、厚労科研に応募する若手研究者のすそ野拡大を図った。

C. 研究結果

若手研究者枠の研究代表者に対し、若手の自由な発想で研究を進められるが、厚労省の行う食品安全行政に有益な成果が得られことが大前提であること、行政担当者が参加する班会議を開催し、研究目的、アプローチ、期待される成果等について研究スタート時に研究者と行政担当者が会議等を通じて共通認識を持つことの重要性を説いた。若手研究の中にはこの介入で軌道修正ができたものもあった。例えばサンプル数の考え方を確認してより適切な数を目指すことにした、アンケート調査における「専門家」の定義を見直しより妥当性の高い分類に変更した、など。さらには研究が進む中で当初の計画とは異なる結果が得られた場合の研究の方向性について、担当者と相談しながら修正していくことが可能になった例もあった。

評価委員会の委員との意見交換を行い、今後の厚労科研の公募や評価の際の改善点について、提言を取りまとめた。

広報活動として、2023 年 6 月 9 日東北大学セミナー「厚生労働科学研究「食品の安全確保推進研究」応募のススメ」を開催、2024 年 1 月 23-24 日に品川で開催された日本毒性病理学会総会及び学術集会において展示として厚労科研若手研究者枠の広報（ポスター掲示とチラシの配布）を行った。また 2024 年 3 月 29 日には横浜で開催された日本薬学会第 144 年会でのポスター発表として広報を行った。

D. 考察

本研究班の提言の結果、令和6年度厚労科研の公募要項のKA-10 公募研究課題(1) 研究課題名 食品安全行政の推進に資する研究分野における若手育成のための研究(24KA1001)に、“厚生労働省の担当課職員(職員の指定する外部有識者を含む。)が参加する班会議・意見交換会を開催し、研究の方向性が食品安全行政の推進に資するものであるか等について確認及び調整する場を設けること”および“研究期間を通じて、研究の方向性や進捗状況等について指導・助言を仰ぐことのできるメンターを予め指名しておくこと”が加えられ、改善につながった。

若手研究者と本研究班及び行政担当者との合同班会議を通じ、厚生労働省の食品安全行政に資する研究であることの必要性を説いたことにより、若手研究班の代表研究者において、研究目的が明確化され、食品安全行政についての理解が深まった。例えば文部科学省の科研費では研究成果をできるだけ大げさにセンセーショナルに主張することが良しとされる傾向にあり、インパクトの高い雑誌に論文発表することが最終目標のように見なされがちであるが、厚労科研では国民の健康増進に具体的な利益があることのほうが重要である。

令和6年4月には、厚労省の食品安全行政のうち、食品基準行政が消費者庁に移管され、厚労省では食品監視行政が引き続き行われ、若手研究は厚労省が担当することとなるが、本研究班の提言を踏まえて、食品監視行政に資する研究のみならず、幅広く食品安全にかかる研究を行い、すそ野が広がっていくことに期待したい。

E. 結論

・食品安全分野における厚労科研に参加する研究者の裾野を広げるため、食品安全分野の厚労科研の目的、スコープ、期待される研究成果等を国立の研究機関だけではなく、幅広い研究機関に所属するより多くの研究者に知らしめる努力が必要であると考えられた。

・若手研究には、研究者の自由な発想を維持しつつ、研究の早い段階から、研究成果の厚労省の行政への活用の視点から、行政による支援、介入の必要性が認められた。特に文部科学省の科研費しか経験がない大学などの研究者には、厚労科研の目的や意義を周知させるための努力が必要である。

F. 研究発表

1. 学会発表

1) 食品の安全確保推進研究事業の総合的推進に関する研究班：畝山智香子、小川久美子、松田りえ子、豊福肇、齋藤京子、三木朗、福島和子 厚生労働科学研究「食品の安全確保推進研究」応募のススメ、日本薬学会第144年会(2024.3.29)

G. 知的財産権の出願・登録状況

なし

H. 健康危機情報

なし

資料 1

合同班会議実施実績

課題	日時	豊福班参加者	参考人
R5若手李	2023年3月29日	2	
R5若手西崎	2023年4月4日	3	1
R5若手中村	2023年4月4日	2	1
R5若手平田	2023年4月5日	3	
R5若手畑中	2023年4月10日	1	1
R4若手徳村	2023年4月14日	3	
R4若手窪村	2023年4月14日	2	1
R5若手平田	2023年11月28日	2	1
R4若手チェンバース	2023年11月30日	1	1
R5若手畑中	2023年12月12日	1	
R4若手西崎	2023年12月15日	2	
R4若手徳村	2023年12月18日	2	
R4若手芳賀	2024年1月16日	1	
R4若手曾我	2024年2月7日	1	
R4若手廣瀬	2024年2月7日	1	
R5若手中村	2024年3月22日	1	1
R3若手田口	2024年3月1日	2	
R5若手李	2024年3月6日	1	
R4若手植山	2024年3月8日（延期）		
R3若手横田	2024年4月18日	3	
評価委員会	2024年6月13日	5	
評価委員会	2024年7月28日	4	

資料 2

今後の厚労科研（特に若手研究）の推進等について

【これまで】

厚労科研・豊福班/畝山班（R3-5年度）において、主に以下を実施。

- ☐ 若手研究枠の公募課題について必要なアドバイス等を実施。また、班会議等にも厚労省（行政）とともに参加し、必要なアドバイス等を実施。
- ☐ 食品安全分野の厚労科研の認知度の向上
 - ・学会でのポスター発表、講演、シンポジウム等により広報

【今後（R6年度採択課題以降）の対応（案）】

（採択後）

- ☐ 採択（新規）された若手研究課題については、事前評価委員会でいただいた意見等を踏まえ、事務局より、関係する分野の先生方*に確認いただきながら、当該研究者及びメンターを含めたweb打合せ等を行い、必要なアドバイス等を実施。

*；ご協力いただける先生方をリスト化。

- ☐ その後は継続して、班会議等に事務局が参加し、必要に応じて、関係いただいた先生とともに、進捗等を確認しつつ、必要なアドバイス等を実施。

- ☐ 中間評価で評価。

※食品基準行政に関わる研究については、適宜消費者庁からも参画予定。

（広報）

- ☐ 事務局より継続して広報を実施。

※食品衛生学会、食品微生物学会、薬学会等に周知依頼

※食品衛生監視員の養成コースのある大学等へも公募等に関して連絡

研究成果の刊行に関する一覧表

書籍

著者氏名	論文タイトル名	書籍全体の 編集者名	書 籍 名	出版社名	出版地	出版年	ページ
なし							

雑誌

発表者氏名	論文タイトル名	発表誌名	巻号	ページ	出版年
なし					

令和6年 3月 29日

厚生労働大臣
~~（国立医薬品食品衛生研究所長） 殿~~
~~（国立保健医療科学院長）~~

機関名 山口大学

所属研究機関長 職 名 学長

氏 名 谷澤 幸生

次の職員の令和5年度厚生労働科学研究費補助金の調査研究における、倫理審査状況及び利益相反等の管理については以下のとおりです。

1. 研究事業名 食品の安全確保推進研究事業

2. 研究課題名 食品の安全確保推進研究事業の総合的推進のための研究

3. 研究者名 （所属部署・職名） 共同獣医学部 教授

（氏名・フリガナ） 豊福 肇 （トヨフク ハジメ）

4. 倫理審査の状況

	該当性の有無		左記で該当がある場合のみ記入（※1）		
	有	無	審査済み	審査した機関	未審査（※2）
人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針（※3）	☐	☒	☐		☐
遺伝子治療等臨床研究に関する指針	☐	☒	☐		☐
厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針	☐	☒	☐		☐
その他、該当する倫理指針があれば記入すること （指針の名称： ）	☐	☒	☐		☐

（※1）当該研究者が当該研究を実施するに当たり遵守すべき倫理指針に関する倫理委員会の審査が済んでいる場合は、「審査済み」にチェックし一部若しくは全部の審査が完了していない場合は、「未審査」にチェックすること。

その他（特記事項）

（※2）未審査に場合は、その理由を記載すること。

（※3）廃止前の「疫学研究に関する倫理指針」、「臨床研究に関する倫理指針」、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」に準拠する場合は、当該項目に記入すること。

5. 厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応について

研究倫理教育の受講状況	受講 ☒ 未受講 ☐
-------------	---

6. 利益相反の管理

当研究機関におけるCOIの管理に関する規定の策定	有 ☒ 無 ☐ （無の場合はその理由： ）
当研究機関におけるCOI委員会設置の有無	有 ☒ 無 ☐ （無の場合は委託先機関： ）
当研究に係るCOIについての報告・審査の有無	有 ☐ 無 ☒ （無の場合はその理由： 本人の逝去により、審査することができなかったため）
当研究に係るCOIについての指導・管理の有無	有 ☐ 無 ☒ （有の場合はその内容： ）

（留意事項） ・該当する□にチェックを入れること。

・分担研究者の所属する機関の長も作成すること。

厚生労働大臣
(国立医薬品食品衛生研究所長) 殿
(国立保健医療科学院長)

機関名 国立医薬品食品衛生研究所
所属研究機関長 職 名 所長
氏 名 本間 正充

次の職員の令和5年度厚生労働科学研究費の調査研究における、倫理審査状況及び利益相反等の管理については以下のとおりです。

1. 研究事業名 食品の安全確保推進研究事業
2. 研究課題名 食品の安全確保推進研究事業の総合的推進のための研究
3. 研究者名 (所属部署・職名) 安全情報部 ・ 部長
(氏名・フリガナ) 畝山 智香子 ・ ウネヤマ チカコ

4. 倫理審査の状況

	該当性の有無		左記で該当がある場合のみ記入 (※1)		
	有	無	審査済み	審査した機関	未審査 (※2)
人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針 (※3)	☐	☒	☐		☐
遺伝子治療等臨床研究に関する指針	☐	☒	☐		☐
厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針	☐	☒	☐		☐
その他、該当する倫理指針があれば記入すること (指針の名称：)	☐	☒	☐		☐

(※1) 当該研究者が当該研究を実施するに当たり遵守すべき倫理指針に関する倫理委員会の審査が済んでいる場合は、「審査済み」にチェックし一部若しくは全部の審査が完了していない場合は、「未審査」にチェックすること。

その他 (特記事項)

(※2) 未審査に場合は、その理由を記載すること。
(※3) 廃止前の「疫学研究に関する倫理指針」、「臨床研究に関する倫理指針」、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」に準拠する場合は、当該項目に記入すること。

5. 厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応について

研究倫理教育の受講状況	受講 ☒ 未受講 ☐
-------------	---

6. 利益相反の管理

当研究機関におけるCOIの管理に関する規定の策定	有 ☒ 無 ☐ (無の場合はその理由：)
当研究機関におけるCOI委員会設置の有無	有 ☒ 無 ☐ (無の場合は委託先機関：)
当研究に係るCOIについての報告・審査の有無	有 ☒ 無 ☐ (無の場合はその理由：)
当研究に係るCOIについての指導・管理の有無	有 ☐ 無 ☒ (有の場合はその内容：)

(留意事項) ・該当する□にチェックを入れること。
・分担研究者の所属する機関の長も作成すること。

厚生労働大臣 殿

機関名 国立医薬品食品衛生研究所
所属研究機関長 職 名 所長
氏 名 本間 正充

次の職員の令和5年度厚生労働科学研究費の調査研究における、倫理審査状況及び利益相反等の管理については以下のとおりです。

1. 研究事業名 食品の安全確保推進研究事業
2. 研究課題名 食品の安全確保推進研究事業の総合的推進のための研究
3. 研究者名 (所属部署・職名) 安全性生物試験研究センター病理部・部長
(氏名・フリガナ) 小川 久美子 ・ オガワ クミコ

4. 倫理審査の状況

	該当性の有無		左記で該当がある場合のみ記入 (※1)		
	有	無	審査済み	審査した機関	未審査 (※2)
人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針 (※3)	☐	☒	☐		☐
遺伝子治療等臨床研究に関する指針	☐	☒	☐		☐
厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針	☐	☒	☐		☐
その他、該当する倫理指針があれば記入すること (指針の名称：)	☐	☒	☐		☐

(※1) 当該研究者が当該研究を実施するに当たり遵守すべき倫理指針に関する倫理委員会の審査が済んでいる場合は、「審査済み」にチェックし一部若しくは全部の審査が完了していない場合は、「未審査」にチェックすること。

その他 (特記事項)

(※2) 未審査に場合は、その理由を記載すること。
(※3) 廃止前の「疫学研究に関する倫理指針」、「臨床研究に関する倫理指針」、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」に準拠する場合は、当該項目に記入すること。

5. 厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応について

研究倫理教育の受講状況	受講 ☒ 未受講 ☐
-------------	---

6. 利益相反の管理

当研究機関におけるCOIの管理に関する規定の策定	有 ☒ 無 ☐ (無の場合はその理由：)
当研究機関におけるCOI委員会設置の有無	有 ☒ 無 ☐ (無の場合は委託先機関：)
当研究に係るCOIについての報告・審査の有無	有 ☒ 無 ☐ (無の場合はその理由：)
当研究に係るCOIについての指導・管理の有無	有 ☐ 無 ☒ (有の場合はその内容：)

(留意事項) ・該当する□にチェックを入れること。
・分担研究者の所属する機関の長も作成すること。

厚生労働大臣
~~（国立医薬品食品衛生研究所長） 殿~~
~~（国立保健医療科学院長）~~

機関名 淑徳大学
所属研究機関長 職 名 学長
氏 名 山口 光司

次の職員の令和5年度厚生労働科学研究費の調査研究における、倫理審査状況及び利益相反等の管理については以下のとおりです。

1. 研究事業名 厚生労働科学研究費補助金（食品の安全確保推進研究事業）
2. 研究課題名 食品の安全確保推進研究事業の総合的推進のための研究
3. 研究者名 （所属部署・職名） 教育学部・准教授
（氏名・フリガナ） 齋藤 京子・サイトウ キョウコ

4. 倫理審査の状況

	該当性の有無		左記で該当がある場合のみ記入（※1）		
	有	無	審査済み	審査した機関	未審査（※2）
人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針（※3）	☐	☒	☐		☐
遺伝子治療等臨床研究に関する指針	☐	☒	☐		☐
厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針	☐	☒	☐		☐
その他、該当する倫理指針があれば記入すること（指針の名称： ）	☐	☒	☐		☐

（※1）当該研究者が当該研究を実施するに当たり遵守すべき倫理指針に関する倫理委員会の審査が済んでいる場合は、「審査済み」にチェックし一部若しくは全部の審査が完了していない場合は、「未審査」にチェックすること。

その他（特記事項）

（※2）未審査に場合は、その理由を記載すること。
（※3）廃止前の「疫学研究に関する倫理指針」、「臨床研究に関する倫理指針」、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」に準拠する場合は、当該項目に記入すること。

5. 厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応について

研究倫理教育の受講状況	受講 ☒ 未受講 ☐
-------------	---

6. 利益相反の管理

当研究機関におけるCOIの管理に関する規定の策定	有 ☒ 無 ☐ （無の場合はその理由： ）
当研究機関におけるCOI委員会設置の有無	有 ☒ 無 ☐ （無の場合は委託先機関： ）
当研究に係るCOIについての報告・審査の有無	有 ☒ 無 ☐ （無の場合はその理由： ）
当研究に係るCOIについての指導・管理の有無	有 ☐ 無 ☒ （有の場合はその内容： ）

（留意事項） ・該当する□にチェックを入れること。
・分担研究者の所属する機関の長も作成すること。

厚生労働大臣
(国立医薬品食品衛生研究所長) 殿
(国立保健医療科学院長)

機関名 国立医薬品食品衛生研究所
所属研究機関長 職 名 所長
氏 名 本間 正充

次の職員の令和5年度厚生労働科学研究費の調査研究における、倫理審査状況及び利益相反等の管理については以下のとおりです。

1. 研究事業名 食品の安全確保推進研究事業
2. 研究課題名 食品の安全確保推進研究事業の総合的推進のための研究
3. 研究者名 (所属部署・職名) 安全情報部 ・ 客員研究員
(氏名・フリガナ) 松田 りえ子 ・ マツダ リエコ

4. 倫理審査の状況

	該当性の有無		左記で該当がある場合のみ記入 (※1)		
	有	無	審査済み	審査した機関	未審査 (※2)
人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針 (※3)	☐	☒	☐		☐
遺伝子治療等臨床研究に関する指針	☐	☒	☐		☐
厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針	☐	☒	☐		☐
その他、該当する倫理指針があれば記入すること (指針の名称：)	☐	☒	☐		☐

(※1) 当該研究者が当該研究を実施するに当たり遵守すべき倫理指針に関する倫理委員会の審査が済んでいる場合は、「審査済み」にチェックし一部若しくは全部の審査が完了していない場合は、「未審査」にチェックすること。

その他 (特記事項)

(※2) 未審査に場合は、その理由を記載すること。
(※3) 廃止前の「疫学研究に関する倫理指針」、「臨床研究に関する倫理指針」、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」に準拠する場合は、当該項目に記入すること。

5. 厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応について

研究倫理教育の受講状況	受講 ☒ 未受講 ☐
-------------	---

6. 利益相反の管理

当研究機関におけるCOIの管理に関する規定の策定	有 ☒ 無 ☐ (無の場合はその理由：)
当研究機関におけるCOI委員会設置の有無	有 ☒ 無 ☐ (無の場合は委託先機関：)
当研究に係るCOIについての報告・審査の有無	有 ☒ 無 ☐ (無の場合はその理由：)
当研究に係るCOIについての指導・管理の有無	有 ☐ 無 ☒ (有の場合はその内容：)

(留意事項) ・該当する□にチェックを入れること。
・分担研究者の所属する機関の長も作成すること。